

# 仕 様 書

1. 本仕様書は、安佐南区内道路法面除草業務（その1）に適用するものである。
2. 施工箇所は、別添図面のとおりとするが、草の繁茂状況等により変更することがある。
3. 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書をすみやかに提出すること。
4. 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
5. 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
6. 除草後は、刈り取った草や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
7. 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合、または、刈り取った草の処分に疑義が生じた場合は本市監督員と協議のうえ適切に処分すること。
8. 作業にあたっては、飛び石防護をし、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。なお、交通誘導警備員については、1日当たり1人を見込んでいる。
9. 除草作業時には、既存の道路附属物等や一般車両及び沿線の家屋等を破損させることのないよう注意すること。また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
10. 除草作業時には、転落防止措置を行うこと。
11. 除草回数については1回とし、別紙—1のとおり実施すること。実施時期については、別紙—1の期間内で本市と協議のうえ決定すること。
12. 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
13. 提出する写真については、事前に本市と協議のうえ、施工箇所毎の施工前中後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）を撮影し提出すること。また、集草・積込状況や安全管理、転落防止措置状況及び搬出处分状況についても写真を提出すること。
14. 刈り取った草や枯草の処分については、安佐南工場へ搬入するよう見込んでいるが、安佐南工場以外の広島市焼却処分施設へ搬入することを妨げるものではない。
15. 本業務について、近接した工事及び業務等がある場合、業者間で協議・調整等を行うこと。
16. 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。



















